１．カテゴリー

Ｕ１５　　クラブ登録選手Ｕ１５（中学生）の練習となります

２．クラブの指導内容

①チームワーク

練習や試合におけるコミュニケーション及び戦術の指導

仲間との協調性や責任感の育成

②オープンスキル

状況判断、適切なセレクトの指導

さまざまなプレイに適応できる理解力と思考力の育成

③チームプレイ

チームオフェンス、チームディフェンスの指導

④中学生らしさ

ルール、マナー、モラルの理解と周囲の人への感謝

学校生活や勉強に対する意識

３．スタッフ

渡邊　真隆（わたなべ　まさたか）	JBA 公認 B 級ライセンス
中島　篤志（なかじま　あつし）	JBA 公認 C 級ライセンス
山田　大夢（やまだ　ひろむ）	JBA 公認 D 級ライセンス
鈴木　一創（すずき　はじめ）	JBA 公認 E 級ライセンス

その他ボランティアスタッフ

４．詳細（会場・練習日程）

火曜日	１９時～２１時	福島市内体育館
土曜日	１９時～２１時	福島南高校 or 福島市内体育館
日曜日	１８時４５分～２１時	福島南高校 or 福島市内体育館

・練習試合や祝日など日時が変更になる場合があります。

週３回固定となります。塾や送迎などで難しい曜日がある場合でも定期的な週２回以上の参加、日曜日の参加は必須となります。ただし費用については週３回分を徴収いたします。

３月まで活動することが前提となります。中体連終了までは週２回、県立受験前の時期（１月と２月）は週２回か週１回（日曜日の参加は必須）２月は休会の選択が可能です。

・怪我などで簡単に練習を休まずに見学をすることが条件になります（簡単に休む選手が試合に出ることは難しく、見学でもチームの仕事や知識のインプットなどできることはたくさんあります。下級生チームやスクール選手で簡単に休む選手がいますが、定員になって本当に参加したいのに参加できない選手がいるのは不本意です。コート上でプレーしなくとも成長できることはたくさんあります。申し込みの際は留意ください）

５．費用（メーカーの値上げなどでユニフォームなど金額が変動する場合があります）

初回の費用

年会費	７，０００円	
保険費用	８００円	
チームユニフォーム	１４，４００円	（濃淡込み）（持っている方は不要）
リバーシブル	９，３００円	（持っている方は不要）
チームスウェット	５，０００円	（上下含む、持っている方は不要）
チームソックス	３，０００円	（濃淡の２足、持っている方は不要）

毎月の費用

会費　週３回（月１２回）１２，０００円

　　週２回（月８回）　　９，０００円（部活引退まで及び１月と２月の受験時期に選択可）

　　週１回（月４回）　　５，０００円（１月と２月の受験時期に選択可）

その他、大会や遠征等で発生する費用は別途徴収させていただきます。

※兄弟で「ネクサス」「セカンド」「スクール」「U12」のいずれかに申し込みの場合、

月会費から１，０００円引きとさせていただきます。

※直近の DC 活動などに選出されている場合、会費を下記のようにいたします。

ナショナルレベルの場合	月会費免除
東北レベルの場合	月会費から６，０００円免除（週 2 回以下の場合は適用外）
県レベルの場合	月会費から４，０００円免除（週 2 回以下の場合は適用外）
地区レベルの場合	月会費から２，０００円免除（週 2 回以下の場合は適用外）

６．入会特典

　Ｔシャツとロング Ｔシャツ、ハーフパンツを支給いたします。希望の色について初回の方は青を選択ください。継続して参加している方で青がない方は青を選択ください。

Ｔシャツ

・サイズ（ＳＳ～５Ｌ）　　・色（青、白、紺）

ハーフパンツ

・サイズ（Ｓ～４Ｌ）　　・色（青、紺）

スウェットのサイズ

・Ｓ～３ＸＬ

ソックスのサイズ

・Ｓ（～２５）　Ｆ（２５～２８）　Ｂ（２８～３０）

ユニフォーム・リバーシブル

・ＳＳ～６Ｌ

・必須ではありませんがチームのウォーマーブレーカーとバックパックがあります。希望の方はスタッフまでご連絡ください。

第１章　　総則

（名称）

第１条　　この団体を Bravely Nexus バスケットボールクラブとする。

（目的）

第２条　　この団体は中学生を対象に子供たちの健全な育成を図るとともに、高校などのバスケットにつながる活動を目的とする。

（目的２）　　団体所属者のルール

① 礼儀を重んじる（挨拶・返事・感謝）

② ルール・マナー・モラルを重んじる

③ 仲間を敬う

④ 練習後はすぐ帰宅する

第２章　　会員

（入会）

第３条　　入会するものは次の要件を備えていなければならない。

① 本クラブの目的に賛同する者

② JBA の競技者番号があり、本クラブで登録する、または移籍をする者

③ クラブの定める諸規定を遵守する者

④ 会費や費用について著しい滞納がない者

（除名）

第４条　　クラブは、第３条の要件を満たさない会員について除名することができる。

第３章　　会計

（資金）

第５条　　クラブの費用は次の通りとする。

① 年会費　　７，０００円

② 保険費用　　８００円

③ 月会費

週３回　１２，０００円　　週２回　９，０００円　　週１回　５，０００円

（資金用途）

第６条　　第５条により使われる資金

① 施設利用料

② 各種謝礼・交通費等

③ スポーツ保険

④ 必要機材、その他練習で必要な物、道具、応急医薬品など

⑤ 事務手数料など

⑥ その他スタッフが必要と判断した教材、講習会等

（クラブ）

第７条　　遠征や各種大会に出場する場合、必要な費用を別途徴収するものとする。

（運用）

第８条　　資金の運用は（一社）ネクサスポーツアカデミーとする。

第４章　事故の責任

（事故の責任）

第９条　　会員はクラブ活動に際しては、施設管理責任者又は指導者の責任において行動するものとする。

前項に違反して、盗難・傷害等の事故が発生してもクラブ及び指導者に対して一切の損害補償を請求しないものとする。

（保険の加入）

第１０条　　会員はスポーツ安全保険等の傷害保険に加入しなければならない。

クラブは活動中に起きた事故以外の責任はないものとする。

第５章　休会・退会

（休会・退会）

第１１条　休会・退会についてはスタッフに連絡することとし、休会は2月のみとする。ただし重大な病気やけがによる長期休養が必要な場合はその限りではない。休会中の会費は発生しないこととする。退会の場合、その月の２３日までに退会が完了した場合はその月までの会費のみ、２４日以降の申し出については翌月の会費が発生することとする。また退会用の書面に必要事項を記載して提出することで退会が完了となる。

第６章　細則

（細則）

第１２条　クラブ活動中の映像、写真、記録等などの新聞、インターネット、モバイルサイト等への掲載権はクラブ側に属する。選手や保護者が活動中の静止画や動画をSNS等にアップロードしてはならない。

第１３条　天災地変、社会情勢の変化などにより活動が困難な場合は活動を取りやめることがある。また活動内での感染症が拡大している場合は活動を自粛することがある。その場合、徴収した会費の返金はおこなわず、活動回数が減少する場合がある。

第１４条　感染症等による学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合に該当する選手はその期間の参加の自粛をすること。大会等の参加については、大会等の要項などに準じていればその限りではない。

第１５条　新型コロナウィルスやインフルエンザの感染症の場合、感染した選手及びスタッフは発症日を０日とし５日間の活動を自粛することとする。その他の感染症の場合は医師の指示のもと自粛することとする。また活動内で感染が拡大している場合などは活動の自粛をする場合がある。この場合は総則第１３条に当てはまることとする。

第１６条　練習回数の変更及び参加する曜日を変更する場合は、変更する月の前月２０日までにスタッフに連絡をした場合に認めることとする。

第１７条　　他のクラブチームやＢユースの掛け持ちは禁止とし、他チームで定期的な練習参加や練習試合含め試合の参加は禁止とする。（学校部活動はその限りではない）

第１８条　　本規約に定めない事項及び必要な細則はスタッフ会議での議決により定める。